

周南市版ふるさとワーキングホリデー事業 よくある質問について

Q. ふるさとワーキングホリデーを簡単に言うと、どのような取組か。

簡単に言えば、「有償で受け入れていただくインターンシップ」と捉えて頂けると分かりやすいと思います。雇用契約を結び、給与を支払う形ですので、本格的な就業体験につながり、参加者にとっては、事業者の業務内容を詳細に知ることができますし、単なる体験ではなく、業務としてそれ相応の責任をもって取り組むことが可能と考えております。

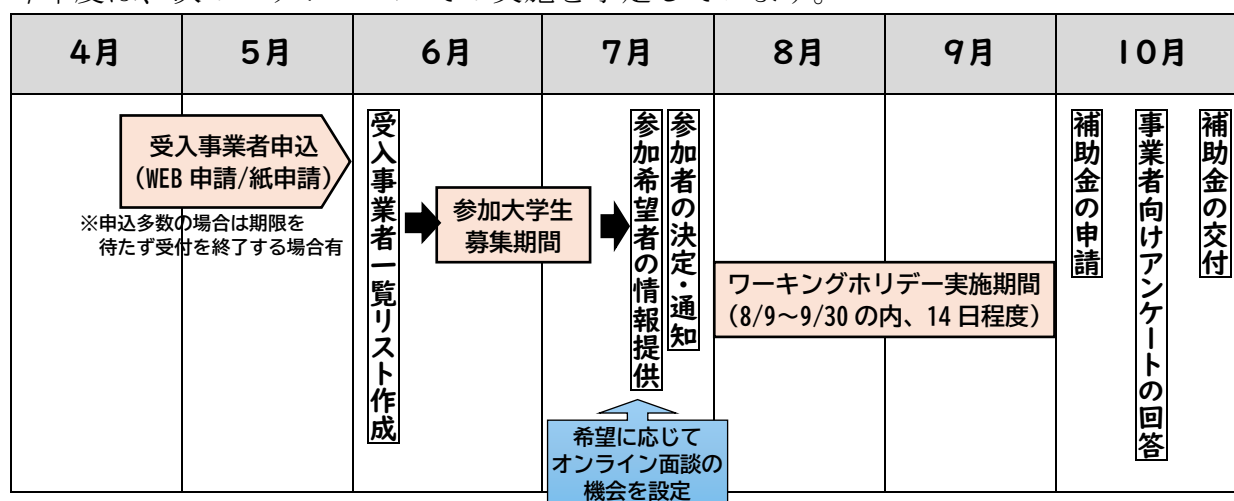
Q. なぜこのような事業を市が行うのか。

人口減少が進む中で、市として若者の定住を促進したいと考えています。このたびは身近で顔の見える存在であり、入学者の7割が県外から来られている周南公立大学生の定住を目指した取組として行うこととしました。

この県外から来られている方に定住を考えていただくための第一歩としては、本市への愛着を高める取組が必要と考え、そのきっかけの1つとして、「知る・学ぶ・理解する」体験を通じて、本市への愛着を高めるとともに、参加した事業者への好感が沸くことにつなげたいと考えております。

Q. 申し込みから事業実施までの流れを教えてください。

今年度は、次のスケジュールでの実施を予定しています。



Q. 令和7年度の実施規模としては、どれぐらいの参加を考えているのか

令和7年度については、20名程度の参加を目指しており、受入事業者としては、10社程度（1社あたり1～2名程度の参加者受入を想定）のご協力を頂きたいと考えております。

Q. 事業者が負担しなければならない費用はどのようなものがあるか。

参加者受入に要する経費の支出をお願いします。

具体的には、雇用に関する経費として賃金や労災保険料の支出、勤務に必要な経費として消耗品や作業着代などの諸経費の支出をお願いします。

周南市版ふるさとワーキングホリデー事業 よくある質問について

Q. 有償とあるが、どの程度賃金を支払えばよいのか。

給与の額については、御社の規定に沿った賃金の支払いをお願いします。

ただし、最低賃金は必ず上回るようお願いいたします。また、給与の支払方法や時期などについては、御社の取り決めに沿って実施をお願いします。

Q. 交通費の支給はしなくてもよいのか

この度の事業に参加する参加者については、自ら通勤することとしており、その通勤に要する交通費については、市から支援をさせていただくこととしておりますので、事業者としての支給は必要ございません。

Q. 学生からの応募は必ずあるのか。

学生への周知・募集については、大学とも連携しながら行ってまいりますが、必ず応募があるという確約は致しかねます。予めご了承ください。

Q. 学生との採用面接はできるのか。

採用面接を希望される場合には、Web会議システム（Zoomなど）を活用した面談の機会を設定させていただくことを予定しています。

Q. 受入可能人数以上の参加者からの応募があった場合にはどのようなになるか。

事業者にご相談の上、抽選や採用面接（WEB）、超過人数受入などの方法により、参加者を決定します。なお、参加希望者には、第1～3希望の受入事業者を伺うこととしており、やむを得ず、選考から漏れた参加希望者の方には、別の受入事業者につなげられるようにしたいと考えております。

Q. 事故等が発生した場合の責任はどのようなになるのか。

通常のアルバイトと同様のご対応をお願いします。

なお、参加者については、不慮の事故によるケガ等に備える傷害保険や、過失等により備品等を破損した際の個人賠償責任保険に加入いたします。

Q. 14日程度（休日含む）の受入とあるが、就労スケジュールをどう考えたらよいか。

1日の労働時間は8時間以内、1週間の労働時間は40時間以内と法律で定められています。つきましては、週5日以内での就労となるよう、スケジュールを組んでいただくことが望ましいと考えます。

なお、1日の就労時間については、概ね6時間以上8時間以内となるようご配慮ください。

周南市版ふるさとワーキングホリデー事業 よくある質問について

Q. 受入を行う期間は当社の都合で設定してよいか。

このたびの募集では、8月9日(土)から9月30日(火)を受入期間として設定しておりますので、この期間内であれば、御社のご都合にあわせて設定いただいて構いません。なお、ニーズとしては、夏季休暇当初（8月上旬）又は夏季休暇終盤（9月下旬）が参加しやすいとの話も伺っておりますので、判断材料の1つとしてご参照ください。

Q. 14日程度の受入とあるが、14日以上雇用を継続して行ってもよいか。

本事業としては、14日程度の受入を上限としており、補助については左記の期間を対象としています。

その上で、本事業実施期間後の雇用の継続に関しては、市として制限するものではありませんが、継続の勤務を受入の条件としない、継続にあたっては参加者の合意を得るなど、一方的な条件提示とならないよう配慮をお願いします。

Q. 残業をさせてもよいか。

1日の労働時間は8時間以内、1週間の労働時間は40時間以内と法律で定められているため、この中での就労について、ご配慮をお願いいたします。

やむを得ず残業となった場合には、法令に基づいた賃金の支払いをお願いします。

Q. 業務として車の運転をさせてもよいか。

本事業では、事業所内での就労を想定していること、運転に不慣れな参加者も多いことが予想され、事故等のリスクもあるため、運転させないようにご配慮ください。

Q. 社員寮があることから、そこに宿泊させて通わせてもよいか。

本事業では、宿泊は想定していないため、自宅からの通勤をお願いします。

Q. 交流企画事業とはどのようなことをやったらよいのか。

本事業は、新たに知る・学ぶという体験や、人と人とのつながりをつくることを通じて、本市への愛着を高め、定住機運の醸成を図ることを目的としており、交流企画については、御社の従業員と参加者の関係性や交流が深まる取組（例：昼食会や茶話会など）や、事業所のある地域を知っていただく取組（例：地域ツアーや地域や事業所で体験できる各種活動など）の実施を想定しています。

なお、期間中に1回以上の実施をお願いします。（時間の決まりはございません。）

Q. 交流企画事業について補助金の対象経費に縛りはあるのか。

事業実施に要する経費については、概ね対象と考えておりますが、主なものとして、消耗品費や材料費、お茶代（酒類除く）、お弁当代などを想定しています。

なお、他の用途でも利用できると判断できる物品等（汎用性が高い物品等）は対象外としますので、判断に迷われる際には、市にお尋ね下さい。

周南市版ふるさとワーキングホリデー事業 よくある質問について

Q. この事業について市はどこまで関わってくれるのか。

市としては、事業者と参加者のマッチングまでを対応させていただきます。
マッチング完了後に、参加者の連絡先をお伝えさせていただきますので、雇用に関するやりとりや実施に向けた必要な手続き、連絡事項の伝達、受入期間中の参加者との連絡等につきましては、対応をお願いいたします。（※特に初日については、不安な点等も多いと思いますので、細やかなサポートをお願いいたします。）

Q. 自社所在地付近には公共交通機関がないが、どのようにしたらよいか。

市として、代替交通手段の用意は致しかねますので、参加者本人が移動手段を持っていない場合は、最寄りの駅やバス停までの送迎を行うなどの対応をご検討ください。

Q. 補助金の申請については、いつ、どのように行ったらよいのか。

参加者受入などの補助金については、本事業完了後に申請をいただく形としております。申請のタイミングや申請時に必要となる添付書類等については、参加者が決定した後に改めて市よりご連絡を差し上げます。

Q. 補助金を受給した場合の税務上の取り扱いはどのようなになるのか。

法人の場合は雑収入として、個人事業主の場合は、雑所得として取り扱ってください。
なお、税の申告に関することは最寄りの税務署などでお尋ねください。

Q. 受入事業者の申込はいつまでにしたらよいのか。

受入事業者の申込は、5月30日（金）までに申込フォーム（WEB）にてお申し込み下さい。（※紙での提出を希望される場合には、書類をお送りします。）
なお、多くのお申し込みをいただいた場合には、期限を待たず、受付を終了する場合がありますので、その際には悪しからずご了承ください。

Q. 参加者にこのたびの活動や自社についての感想を聞く機会はないのか。

受入期間終了後に受入事業者及び参加者に実施後アンケートをお願いすることとしております。そのアンケートの中で、受け入れていただいた事業者に対する感想等を伺う項目を設けておりますので、その結果について、御社にフィードバックすることを予定しております。